

◆ 金融機関のほか、コンビニエンスストアでも納付できます

市・県民税の納税通知書

【問い合わせ】 課税課

☎ 22-9613 FAX 22-9618

市・県民税の納税通知書を6月12日(金)に郵送します。
《納期限》 普通徴収によって徴収する場合は年4回で、6月・8月・10月・1月の各月末が納期限です。
※土・日曜日、祝日の場合は翌日

▼公的年金からの引き落とし(特別徴収)の対象となる人へ

4月1日現在65歳以上の人で、年金所得に対して市・県民税の納税義務がある人は、公的年金からの特別徴収によって徴収します。徴収月・徴収税額は下表のとおりです。(公的年金以外の所得に対する市・県民税額は、普通徴収または給与からの引き落としとなります。)

※介護保険料が年金から引き落としされていない人や、市・県民税額が老齢基礎年金などの額を超える人は対象となりません。

給与からの引き落としによって徴収する税額などについては、「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書」を事業所へ送付していますのでご確認ください。

なお、確定申告書で給与・公的年金などに係る所得以外(4月1日現在65歳未満の人は給与所得以外)の所得に係る住民税の徴収方法の欄で「自分で納付」を選択した場合には、課税計算の結果により、納税通知書を送付します。

◆市・県民税の年税額が6万円(年金所得のみ)の場合

○今年度から特別徴収を開始する人

徴収月	納付書で納める(普通徴収)		年金から引き落とし(特別徴収)		
	6月	8月	10月	12月	2月
税額	15,000円	15,000円	10,000円	10,000円	10,000円
徴収税額	4分の1	4分の1	6分の1	6分の1	6分の1



○前年度も特別徴収を行っていた人

徴収月	年金から引き落とし(特別徴収)					
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
徴収税額	前年度の2月と同じ額			今年度年税額の残りの3分の1		



◆国や県の統計調査に従事する人を募集します

伊賀市登録統計調査員

【問い合わせ】 総務課

☎ 22-9601 FAX 24-2440

統計調査が実施されるときに、調査員として従事していただく人をあらかじめ登録しておく制度を、登録統計調査員制度といいます。

登録統計調査員は、国や県の統計調査が実施される際に任命され調査員となり、市が開催する説明会で調査要領や期間、受け持ち区域などを確認して、調査に従事します。

調査従事の可否は、市からその都度連絡しますが、毎回調査をお願いするとは限りません。

【応募要件】

- ① 20歳以上の健康な人
- ② 秘密を保持でき、責任をもって調査事務を遂行できる人
- ③ 税務、選挙、警察用務に直接関わりのない人

【勤務内容】

調査対象を訪問して、調査票の配布や回収などを行います。任命期間は2カ月前後ですが、毎日業務に従事する必要はなく、あらかじめ指定した期間内に調査事務を行います。

【調査員の身分など】

任命期間中は非常勤の公務員です。調査活動中にけがをした場合などは一定の範囲内で補償されます。

【手当】

調査ごとに、活動日数や調査対象数などを考慮して定められており、1つの統計調査につき2~5万円が平均です。

【申込先】 総務課



◆「外国人登録証明書」から切り替えの手続きが必要です

特別永住者証明書の更新について

【問い合わせ】 住民課
☎ 22-9645 FAX 22-9643

外国人登録法の廃止に伴い、これまでの「外国人登録証明書」に変わり、「特別永住者証明書」が交付されることになりました。

特別永住者で、次の対象者に該当する場合は、7月8日(水)までに「特別永住者証明書」への切り替えの手続きをしてください。

- 【対象者】** 次のすべてに該当する人
- 特別永住者の資格がある人
 - 現在、「外国人登録証明書」をお持ちの人
 - そのカードに記載されている次回確認(切替)申請期間の始期とされる誕生日が2015年(平成27年)7月8日までの人

【申請ができる人】

- 本人、または16歳以上の同一世帯の親族
- ※16歳未満の人は、16歳以上の同一世帯の親族が代理で申請してください。
 - ※代理で申請する場合は、代理人の本人確認書類も併せてお持ちください。
 - ※代理人・取次者については、その他書類が必要になる場合があります。詳しくは、事前に住民課へお問い合わせください。

【申請期限】

- 7月8日(水)
- ※16歳未満の人は、16歳の誕生日が申請期限となります。
 - ※カードに記載されている次回確認(切替)申請期間が2015年(平成27年)7月9日以降の人は、次回確認(切替)申請期間の始期とされる誕生日までが申請期限となります。

【持ち物】

- 外国人登録証明書
- ※紛失などにより持参できない場合は事前にお問い合わせください。
- 旅券(有効期限内のものがあれば必ず持参してください。)
- 顔写真1枚(縦4cm×横3cm、正面・無帽・無背景・3カ月以内に撮影したもの、サングラスなどは不可)

なお、期限が近づくと窓口が混雑する恐れがありますので、早めの手続きをお願いします。

【申請先】

住民課・各支所住民福祉課

◆映画で、男女が共に生きるヒントを見つけよう

男女共同参画連携映画祭

【問い合わせ】 人権政策・男女共同参画課
☎ 22-9632 FAX 22-9666

◆「うさぎドロップ」を上映します



県内の男女共同参画センター5館と22市町が連携し、三重県内男女共同参画連携映画祭2015を開催します。

- 【とき】** 6月28日(日)
午後2時(開場:午後1時30分)
- 【ところ】** あやま文化ホール さんさんホール
- 【上映作品】** 「うさぎドロップ」

- 【定員】** 260人 ※整理券が必要です。
- 【託児】** 1歳児～未就学児の無料託児があります。
申込期間: 6月8日(月)～22日(月)
定員: 10人程度
- 【整理券配布場所】**
男女共同参画センター(ハイトピア伊賀4階)
各支所振興課(上野支所を除く。)
- 【整理券配布開始日】** 6月8日(月)

「うさぎドロップ」

子育て経験ゼロの男が突然イクメンに。
男は育児より仕事?女は仕事より育児?育児がもたらすさまざまな「変化」に注目し、いろんな視点からお楽しみください。



掲載写真: ©2011「うさぎドロップ」制作委員会